平成２５年（フ）第３７１８号
大阪市中央区十二軒町６番27号
債務者　株式会社ラビット紙工社
代表者代表取締役　後藤　幸治
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
4　破産債権の届出期間　平成25年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３号
広島県福山市駅家町大字服部永谷600番５
債務者　有限会社巧芸社
代表者代表取締役　西木　悦二
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲賀　隆博
4　破産債権の届出期間　平成25年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３２０号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目22番26号
債務者　有限会社草原工務店
代表者取締役　草原　義洋
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午後３時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目６番地12
債務者　有限会社小松食品
代表者代表取締役　小松　民夫
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後１時30分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿939番地１
債務者　有限会社小松食品
代表者代表取締役　小松　太平
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後１時40分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８２号
群馬県太田市岩松町710番地６
債務者　株式会社渡辺モールド・プランニング
代表者代表取締役　渡辺　博樹
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後３時45分
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５０号
熊本県荒尾市荒尾3959番地35
債務者　株式会社リバレー
代表者代表取締役　谷川　公栄
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午後１時30分
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１３６１号
名古屋市西区新福寺町１丁目11番地　リンカンズ・ベール101号
債務者　牛田あけみ
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川留美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県篠山市桑原352番地
債務者　髙坂　英樹
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月13日午後１時30分
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第３８２３号
大阪市中央区谷町７丁目５番４号
債務者　株式会社メディアミューズ
代表者代表取締役　飯塚　　諭
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末弘婦紗子
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３０号
大阪市住之江区南港南１丁目１番125号、商業登記簿上の本店所在地大阪市住之江区南港南１丁目１番198号
債務者　ワールド・ロジ株式会社
代表者代表取締役　森田　賀典
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿多　博文
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３１号
大阪市住之江区南港南１丁目１番125号
債務者　株式会社ワールドソリューションズ
代表者代表取締役　佐藤　眞人
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿多　博文
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３２号
大阪市住之江区南港南１丁目１番125号、商業登記簿上の本店所在地大阪市住之江区南港南１丁目１番198号
債務者　株式会社ＷＬパートナーズ
代表者代表取締役　森田　賀典
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿多　博文
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３３号
大阪市住之江区南港南１丁目１番125号
債務者　株式会社スタッフィング・オンデマンド
代表者代表取締役　佐藤　眞人
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿多　博文
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０３４号
大阪市住之江区南港南１丁目１番198号
債務者　株式会社ＩＷビジネスパートナーズ
代表者代表取締役　西端　正澄
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿多　博文
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１２６５号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美310番地135
債務者　旭商会こと　谷森　正敏
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　洋
4　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８号
福島市松川町沼袋字戸ノ内１－１　ロワールＡ101、住民票上の住所福島県二本松市向原254番地11
債務者　遠藤　正弘
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　破産債権の届出期間　平成25年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
福島地方裁判所